

# 社団法人岐阜県聴覚障害者協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人岐阜県聴覚障害者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番地の53号 岐阜県 県民ふれあい会館6階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者に対する社会一般の認識を高め、その社会参加を容易にする事を、目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、岐阜県内において次の事業を行う。

- (1) 岐阜県聴覚障害者情報センターの受託経営
- (2) 聴覚障害に関する各種相談業務
- (3) 聴覚障害者に関する調査研究
- (4) 機関誌及び啓発のための刊行物の発刊
- (5) 聴覚障害者の福利厚生に関する事業
- (6) 関係官公庁並びに関係団体との連絡及び協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

岐阜県内に在住する聴覚障害者で(身体障害者手帳を所持する者)この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した健聴個人及び団体

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。  
会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正社員の総数が4分の3以上の議決により、これを除名する事ができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の主旨に反する行為をした時。

2 前項の第2号の規定により、会員を除名しようとするときは除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 支部

(支部)

第11条 この法人は、業務運営の円滑を図るため支部を置く。

- 2 支部の名称、区域、組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。
- 3 支部に、支部総会を置き、当該支部の区域に在住する正会員をもって構成する。

## 第4章 役員等

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 2人
  - (3) 理事(会長及び副会長を含む) 15人以上25人以内
  - (4) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選出し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
  - 3 会長は、理事会の互選により定める。
  - 4 理事及び監事は、相互に兼ねる事が出来ない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった時、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- 2 第9条第1項の規定は、前項の規定により、役員を解任する場合に準用する。この場合において、同項中「前項第1号」とあるものは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替える事にする。

(報酬)

第16条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て会長が定める。

(顧問・相談役・参与)

第18条 この法人に、顧問、相談役及び参与を置く事ができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問の応え、又は諸会議に出席して意見を述べる事が出来る。但し、表決に加わる事が出来ない。

## 第5章 会議

### (種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第21条 総会は、この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第22条 通常総会は、毎年2回、3月及び5月又は6月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要とした時、又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めた時、又は理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

### (召集)

第23条 会議は、会長が召集する。

2 会長は、前条2又は第3項の請求があった時は、その請求があった日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集する時は、開催しようとする日の7日前までに、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び目的を示して、文書をもって通知しなければならない。

### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席している正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、都合により副会長との交代とする。

### (定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ、開会することは出来ない。

### (議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正社員若しくは理事を代理人として委任する事が出来る。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (議事録)

第28条 会議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第29条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、総会の議決に基づき、正会員の中から50人以上60人以内を選任し、会長がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねる事は出来ない。
- 4 評議員には、第14条及び第15条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この法人の事務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。

3 評議員会は、会長が召集する。

4 評議員会の議長は、その都度評議員の互選により定める。

5 評議員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。

この場合において、第25条中「総会においては正会員の、理事会においては理事の」とあるのは「評議員の」と、第26条中「正会員又は理事」とあるのは「評議員」と、第27条中「正会員又は理事」及び「正会員若しくは理事」とあるのは「評議員」と、第28条中第1項第2号中「正会員の総数又は理事の現在数」とあるのは「評議員の現在数」と第3号中「正会員の数又は理事の氏名」とあるのは「評議員の数」と、同条第2項中「正会員又は理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目的に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第32条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

### (経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### (暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行する事が出来る。

- 2 前項の規定により執行した収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみたす。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算は、会長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、当該年度終了後3月以内に理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、正会員の総数の4分の3以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければ変更することが出来ない。

(解散)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員総数4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この法人の解散の時に存する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人の類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 補則

(委任)

第41条 この定款の執行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日(昭和58年4月1日)から執行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初評議員の任期は、第29条第4項の規定にかかわらず昭和60年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。
- 6 昭和63年4月17日、12条第1項改正。
- 7 平成3年3月17日、第5条及び第22条改正。
- 8 平成4年2月29日、第2条改正。
- 9 平成14年5月19日改正。
- 10 平成18年3月19日改正し、同年4月1日より施行する。
- 11 平成19年10月8日、第2条及び第4条改正し、同年10月31日より施行する。

## 定款施行細則

社団法人岐阜県聴覚障害者協会定款に基づき、本会の定款施行細則を次の通り定める。

### (支部の構成)

第1条 社団法人岐阜県聴覚障害者協会(以下本会という)定款の定める支部は、理事会において、別に定める支部準則に基づき設ける事が出来る。

### (支部規約及び支部長)

第2条 支部の規約及び支部長は、別に定める支部準則に基づき、支部の会議において定める事が出来る。

### (支部長の報告事項)

第3条 支部長は、次の各号に関する事項のあった場合、速やかに本会会長に報告しなければならない。

- 1 支部の役員の改選及び異動
- 2 支部の会議の議事録
- 3 会員の入会、退会、死亡、移転等の異動
- 4 その他本会より調査報告を求められた事項

### (ブロックの構成)

第4条 本会の事業を速やかに実施し、支部間の連絡を密にする為、次のブロックをもうける。

- (1) 岐阜ブロック 岐阜支部 羽島支部 ほづみ支部
- (2) 西濃ブロック 大垣支部 安八支部 垂井支部
- (3) 東濃ブロック 多治見支部 土岐支部 瑞浪支部 恵那支部 中津川支部
- (4) 中濃ブロック 各務原支部 可茂支部 関支部 美濃支部
- (5) 飛騨ブロック 高山支部

### (会議)

第5条 本会定款の定める会議の他、必要に応じて次の会議を開く事が出来る。

#### 1 三役会議

緊急を求められる重要事項について、会長、副会長、事務局長、その他、会長が任命する構成員をもって協議する。

#### 2 委員会

本会の事業を遂行する為、理事会において必要と認めた委員会を設けて、その委員長及び構成員は会長が理事会の議決を経て任免する事が出来る。

##### (1) 委員会は次の通りとする。

###### 1) 表彰選考委員会

別に定める規定により、表彰者の選考を行う為に必要な事項を協議する。

###### 2) 手話通訳認定委員会

認定試験を行うとともに、手話通訳者の認定審査に関する諸問題について協議をする。

###### 3) 事務局運営委員会

事務局の運営を円滑に進める為に必要な事項を協議する。

###### 4) 岐阜県聴覚障害者情報センター管理委員会

岐阜県聴覚障害者情報センターについて、必要事項を協議する。

###### 5) 機関紙編集委員会

会報「ろうあ岐阜」機関紙編集し、発行など広報活動する。

###### 6) 手話講師団運営委員会

手話通訳者養成講座の講師を担当し、それに関する諸問題について必要事項を協議する。

#### 3 特別委員会

緊急を要する事業で、かつ一定期間内のものについては特別委員会を設けるものとする。その構成員は会長が理事会の議決を経て任免する事が出来る。

### (選出基準)

第6条 本会定款に基づき、役員選出基準は総会の承認により次の通り定める。

1 理事及び監事の選出基準は次の通りとする。

- (1) 青年部、女性部、高齢部の部長は、推薦理事とする。
- (2) 上記各号の他、本会の事業を遂行する為に必要な理事は、会長が推薦し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
- (3) 上記各号の他、立候補する予定の者は予めその旨を書面に記して議長に提出し、本会定款の定める理事の数の範囲内で総会の承認を得なければならない。

2 評議員選出基準は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部より1名、または支部に所属する正会員の10人に1名の本会評議員候補者を、総会に提出し承認を得なければならない。

(専門部)

第7条 本会の事業を遂行する為に、理事会において次の専門部を置き、その部長は会長が任免する。

1 手話通訳対策部

手話の普及、手話通訳問題に関する対策及びその取り組みを担当する。

2 福祉対策部

- ・聴覚障害者の福祉充実に関する取り組みを担当する。
- ・聴覚障害者の職業に関する対策及びその取り組みを担当する。
- ・ろう教育の充実に関する取り組みを担当する。

3 組織部

会員の拡大、役員の資質向上等、組織強化に必要な事項を担当する。

4 文化部

会員の文化的要求を促進し、その向上に必要な事項を担当する。

5 体育部

会員の健康増進とスポーツ事業に必要な事項を担当する。

(関連団体の役員)

第8条 本会と関連する諸団体との関係及び評議員について次のように定める。

1 東海聴覚障害者連盟

これに本会は加盟し、会費を納入すると共に、理事会の議決を経て会長が任命した若干の評議員を送出する。

2 財団法人全日本ろうあ連盟

これに本会は加盟し、会費を納入すると共に、理事会の議決を経て会長が任命した若干の評議員を送出する。

(本則の変更)

第9条 この定款施行細則の変更は、理事会の議決を経て承認を得なければならない。

付則 1 この施行細則は昭和61年4月1日より施行する。

2 平成3年17日改正し、同年4月1日より施行する。

3 平成14年4月20日改正し、同年6月1日より施行する。

4 平成18年3月19日改正し、同年4月1日より施行する。

5 平成20年3月16日改正し、同年4月1日より施行する。

6 平成21年2月15日改正し、同年4月1日より施行する。

## 会費納入規定

社団法人岐阜県聴覚障害者協会(以下本会という)の定款に基づき、会費納入規定を次の通り定める。

(会費)

第1条 本会定款第6条による会費は次の通りとする。

(1) 正会員

1 一般会員	年会費	15,000円
2 一般会員(配偶者)	年会費	14,000円
3 高齢会員	年会費	9,000円
4 高齢会員(配偶者)	年会費	8,000円

(イ)一般会員及び、高齢会員の年会費には、財団法人全日本ろうあ連盟及び東海聴覚障害者連盟会費を含むものとする。

(ロ)一般会員及び、高齢会員の年会費には、会報「ろうあ岐阜」購読料を含むものとする。

(2) 賛助会員

1 甲種(団体)	一口	10,000円
2 乙種(個人)	一口	4,000円

(イ)賛助会員は定款に基づき、健聴の個人を乙種とし、団体については甲種とする。

(ロ)賛助会員の会費は本会の運営一般に資する目的の外にこれを流用してはならない。

(ハ)賛助会員の在住県は問わない。

(ニ)賛助会費には、会報「ろうあ岐阜」購読料を含むものとする。

(会費の額)

第2条 会費の額については、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(納入)

- 1 会費の納入は、入会申込書等必要な書類とともに本会事務局に納入しなければならない。
- 2 会費の納入期限は、当年度4月末日とする。
- 3 事情により納入期限を過ぎる場合は、事由を明記した猶予願書を会長に提出し、3ヶ月を限度にこれを認めるものとする。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

- 付則
- 1 この規則は昭和58年4月1日から施行する。
  - 2 平成3年3月17日改正し、同年4月1日から施行する。
  - 3 平成14年4月20日改正し、同年6月1日から施行する。
  - 4 平成18年3月19日改正し、同年4月1日より施行する。